

議案第35号	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議について
国保医療課	兵庫県後期高齢者医療広域連合の組織強化及び後期高齢者医療制度の安定運営を図ることを目的として、地方自治法第291条の3第1項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの。
<p>《変更内容》</p> <p>副広域連合長を1人 → 2人 に増やす。</p> <p>【施行期日】地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく兵庫県知事の許可を受けた日から施行</p> <p>広域連合</p> <p>地方自治法第291条の3第1項（組織、事務及び規約の変更）</p> <p>〃 第291条の11（議会の議決を要する協議）</p>	